

(別記様式－２)

舗装たわみ測定装置検定業務受託契約書

件 名： 舗装たわみ測定装置検定業務

契 約 額： ￥ ー
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額
￥ ー)

実 施 場 所： 国立研究開発法人土木研究所
路面たわみ量評価試験施設

実 施 期 間： 自 令和 年 月 日
 至 令和 年 月 日

頭書の舗装たわみ測定装置検定業務（以下「FWD検定業務」という。）について、受託者契約職国立研究開発法人土木研究所理事長 □□□□ を甲とし、委託者 ○○○○を乙とし、次の条項により受託契約を締結する。

(総則)

第1条 この契約の対象となる舗装たわみ測定装置は、以下に示すとおりとし、乙は、検定業務の実施を甲に委託する。

舗装たわみ測定装置の種類 △ △ △ △

(経理事務の処理)

第2条 甲は、FWD検定業務に係る経理事務の処理については、国立研究開発法人土木研究所会計規程により処理するものとする。

(経費の負担)

第3条 乙は、甲が当該業務を実施するために必要な次の経費を負担するものとする。

- 一 直接経費
- 二 間接経費
- 三 消費税及び地方消費税の額

2 前項各号に掲げる経費の各項目の解釈及び積算方法は、甲が定める「国立研究開発法人土木研究所舗装たわみ測定装置検定業務の取扱いに関する達」によるものとする。

(再委託の禁止等)

第4条 甲は、FWD検定業務の全部を第三者に委託してはならない。ただし、第三者への委託が検定業務の一部であり、乙の承諾を得たときはこの限りでない。

2 甲が検定業務の一部を第三者に委託する場合において、これに伴う第三者の行為については、その責任を甲が負うものとする。

(舗装たわみ測定装置の取扱い)

第5条 乙は、当該舗装たわみ測定装置を、甲の作業の進捗に支障のないように準備しなければならない。

2 甲は、当該舗装たわみ測定装置を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。

(契約額の収納)

第6条 乙は、第3条第1項の各号に掲げる経費については、甲の出納職が発行する請求書により納付するものとする。

2 乙の責に帰すべき理由により前項の経費の支払いが遅れた場合は、甲は、乙に対して年〇%の割合を乗じて得た額を延滞金として請求できるものとする。

(契約の変更)

第7条 甲は、舗装たわみ測定装置の種類、台数、契約額及び実施期間を変更する必要があるときは、乙と協議の上、契約を変更することができる。

(検定業務の中止)

第8条 甲は、天災その他やむを得ない事由により、FWD検定業務の遂行が困難となった場合には、乙との協議の上、FWD検定業務を中止することができる。

(損害額の負担等)

第9条 乙は、FWD検定業務の処理に関わる舗装たわみ測定装置に関して損害が生じた場合（甲の故意又は重大な過失により損害が発生した場合を除く。）又は天災その他やむを得ない事由によって損害を生じた場合は、当該損害額を負担するものとする。

2 前項の損害額については甲、乙協議して定めるものとする。

(FWD検定業務結果の報告)

第10条 甲は、FWD検定業務が完了したときは、遅滞なく「舗装たわみ測定装置検定認定書」を作成し、乙に送付するものとする。

2 甲は、FWD検定業務を中止したときは、遅滞なく中止に関する報告書を作成し、乙に送付するものとする。

(その他)

第11条 この契約の内容に疑義を生じたとき又はこの契約に規定されていない事項若しくはこの契約によることができない事由が発生したときは、その都度甲乙協議の上決定する。

本契約の証として、本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 受託者

茨城県つくば市南原1番地6

契約職 国立研究開発法人土木研究所
理事長 □ □ □ □ 印

乙 委託者

住 所

氏 名

○ ○ ○ ○ 印